

年 月 日

工事請負契約書

工事請負契約約款

1. 工事名称
(工事場所)

(工期) 年 月より 年 月まで

2. 注文者(甲)
(住所)3. 請負者(乙) 新日本建設株式会社
(代表者) 代表取締役 井上秀明 印
(住所) 愛媛県松山市空港通三丁目9番3号
(TEL) 089-971-0255 (FAX) 089-971-0573

4. 請負代金額 金 円

うち工事価格 金 円
取引に係る消費税額 金 円5. 支払方法 甲は請負代金を次のように乙に支払う
工事完了のとき 全額 (年 月)以上、この契約の証として本書を1通作成し、署名または記名押印のうえ原本を甲が所有し、
写しを乙が所有する。

- 第1条 1 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
2 この契約および、添付の御見積書、仕上げ表にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。
- 第2条 1 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。
3 工事用の電気・水道・ガスについては、工事場所のものを使用し、その使用料は注文者が負担するものとする。
- 第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。
- 第4条 1 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品も含む)・建築準備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
- 第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。
- 第6条 1 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。
- 第7条 請負者は契約の目的物の引渡迄は、自己の費用を以って契約の目的工事材料その他工事の施工に関する損害並に第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない。
- 第8条 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。
- 第9条 請負者は工事に支障を及ぼす天候の不良あるいは天災その他請負者の怠慢にあらざる事由により、工事期間内に工事を完成することができない場合は、遅延なく注文者にその理由を申し述べ、工事期間の延長を求めることができる。
- 第10条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所として、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。
- 第11条 この契約書に定めない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。